

改正組織的犯罪処罰法（「共謀罪」法）の強行採決に抗議し、同法の即刻廃止を要求する声明

2017年6月15日7時46分、改正組織的犯罪処罰法（「共謀罪」法）が参議院本会議において強行採決された。

本法律は、本質的に思想信条の自由や表現の自由などを不当に制約しかねず、重大な人権侵害をもたらす危険性が極めて高いものである。また、誰が「組織的犯罪集団」であるのかという判断が捜査機関に委ねられ、さらに、捜査機関による恣意的な法の運用を防ぐ歯止めと、捜査に関する情報公開と検証のための措置が全くない。このように、本法律は、かつて国会で3度廃案となった「共謀罪法案」の趣旨をそのまま残しており、テロ対策に名を借りた市民への監視強化と、政府に対する批判の圧殺に利用される恐れがある。

この法律は、戦前の治安維持法と同じ性格を持っている。治安維持法下での人権の侵害だけでなく、学術団体としては、学問の自由および結社の自由への弾圧を想起せざるを得ない。金田法務大臣が6月2日の衆議院法務委員会で「治安維持法は適法であった」とする不見識極まりない答弁を行ったことも、こうした懸念をさらに強めている。

また、本法律の採決の過程も極めて異常である。自民・公明および維新による衆議院法務委員会での採決強行に続き、参議院では法務委員会の採決を省略する「中間報告」という手段で議論を回避し、さらに参議院本会議において採決の強行を再度行った。このような安倍政権の強権的な手法は国会審議を自ら否定するものに他ならず、議会制民主主義に対する冒瀆である。

本法律についての金田法務大臣および官僚の不誠実極まる国会答弁の数々、そして本法律には内容的にテロ対策が含まれていないにも拘わらず、テロ対策・オリンピック・国際条約のためであるとの偽りに終始したまま、安倍政権が国内外からの反対や批判を一切無視して本法律を成立させたことは、日本の戦後政治史上のきわめて重大な汚点となるであろう。

法律の内容、採決の手続き、全てに問題を残している本法律は、即刻廃止することを要求する。

2017年6月21日

一般財団法人 歴史科学協議会